

平成 29 年度第 3 回小城市環境審議会 議事録

日 時 平成 29 年 10 月 30 日（月）14：00～16：00

場 所 小城市役所西館 2 階大会議室

出席委員 染谷会長、渡辺副会長、牧瀬委員、橋本委員、下村委員、
井澤委員、御厨委員、於保委員、森永委員

事務局 市民部長、環境課長、環境副課長、廃棄物中継センター長、廃棄
物対策係長、廃棄物対策係員

以下議事録

事務局：平成 29 年度第 3 回環境審議会あいさつ。

会長：皆さんこんにちは。今回から第 2 次一般廃棄物処理基本計画の検討審議に入ります。皆さんの熱い思いをご意見ご提案お願いします

事務局：それでは、審議会に諮問したいと思います。部長よろしくお願いします。

事務局：小城市環境審議会会長への第 2 次一般廃棄物処理基本計画の諮問。

事務局：審議前に、第 2 次環境基本計画の答申を受け、現在 11 月～12 月中旬にパブリックコメントを行なう準備中です。今回の第 2 次一般廃棄物処理基本計画については環境基本計画の具体的な計画という位置付けですので本審議会の意見を尊重しパブリックコメントはしませんのでよろしくお願いします。

会長：では第 2 次一般廃棄物処理基本計画について審議します。案として事務局から作成されておりますので、加筆修正必要あれば加えていく形式だと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：廃棄物対策係長の石井です。よろしくお願いします。早速ですが一箇所修正をお願いします。配布している第 2 次一般廃棄物（案）について表紙に（案）を記入していませんでしたので記入をお願いします。

本日は第 1 章～第 3 章まで、次回に残りを予定しております。次回は 12 月下旬を予定しております。

現在配布しております（案）は、第 1 次一般廃棄物処理基本計画の目標年次が平成 29 年度です。2 次についてはごみの出し方について大きな変更ありませんので第 1 次を踏襲し案を作成しております。第 1 次からの変更点を朱書きに変更しております。

第1章は計画の目的と構成、第2章は地域特性、第3章はごみ処理の現状と課題、第4章はごみ量の将来予測、第5章はごみ処理基本計画になっております。

第1編がごみ処理基本計画、第2編については生活排水の処理基本計画として下水道課で作成しております。全部で71ページですが本日は31ページ位まで審議できたらと考えております。

時間の都合上、要点を絞ってご説明いたします。第1章については災害が増加しておりますので災害廃棄物対策を加筆しております。また、燃えるごみの処理方法が廃棄物中継センターから多久との広域一部事務組合「天山地区共同環境組合」が平成32年4月より稼働という点が変更となりますので追記しました。

第2次一般廃棄物処理基本計画は、第2次小城市総合計画、第2次環境基本計画の下位計画になっておりますので上位計画の第2次小城市総合計画における「住みたいと思う笑顔が集まるキレイなまち」の関連施策「循環型社会の形成」及び「居住環境の充実」、また下位計画である第2次小城市環境基本計画における「ごみ排出ルール徹底」及び「ごみから資源への実践」に基づき作成しております。

2ページの計画の位置付けについては、国県計画との紐付けを記載しております。

計画期間については、上位計画である環境基本計画（平成30年度～平成38年度）との整合を図るため平成30年度～平成39年度としております。

基本的に5年に一度見直しますが燃えるごみの排出が平成32年度から変わりますので平成31年度に改訂が必要と考えております。

4ページの計画範囲を図示しております。

5ページについては計画策定手順を記載しております。

本日は第3章までを予定しておりますが、第2章の特性等を踏まえて第5章の計画に繋がるようにしたいと思います。以上第1章の説明。

会長： それでは、第1章5ページまでの説明していただきましたが、何か質問はありますでしょうか？赤字が修正（加筆）ということですが。1節、地球温暖化とか天山地区共同環境組合とか。私が気づいたのが「また」の漢字の箇所をひらがなに統一して下さい。

2節の廃棄物処理施設整備計画以降の計画は佐賀県ですか？

事務局： すいません、廃棄物処理施設整備計画については国県について未確認です。

会長： 廃棄物処理施設整備計画が国か県なのかが分かりにくいので確認をして分かりやすく記載して下さい。それと小城市の計画の体系について下の枠の【小城市】

を1番上に移した方が見やすいので修正して下さい。3節、4節は図で分かる形ということですね。5節については第1章、第2章、第3章をを受けて第4章、第5章ということによろしいでしょうか。

事務局：そうです。

委員：地元の不燃物ごみステーションに家電製品は入れなさいと書いてありましたが、家電製品(テレビとか)は入れたら不法投棄になるなどの文言が書いてある看板があるのはどういうことですか？

事務局：地元のゴミステーションにですか？

委員：そうです。公民館の前です。

委員：エコの駅のことじゃないの？エコの駅は家電を持ち込まないように監視カメラなどありますよ。

事務局：環境課ではそういった看板は貼っていません。環境課では基本的に家電4品目については家電リサイクル法に沿って処理して下さいと説明していますので現場を確認に行きます。

委員：そこに家電4品目は入れたらいけないんですね？

事務局：そうです。

委員：分かりました。

会長：家電4品目は処理費用がかかり不法投棄の温床にもなるので、その対策もどこか記載されてますよね。

事務局：第5章にあります。

会長：不法投棄や家電リサイクルは、わりと最近の話なので第2次計画のなかで手立てなど規律が必要ですね。

事務局：第3章にごみ処理フロー図のなかで家電4品目の記載があります。委員の地元

の環境衛生推進委員さんが看板を貼られてるかも知れません。ひょっとすると家電4品目を入れないで下さいの意味かも知れませんのでよろしくお願い致します。

委員：畑田交差点の古紙回収について説明して欲しい。

事務局：畑田交差点に民間で古紙回収所があります。ここは法的にも問題なく民間で運営されてる所です。以前は、家電4品目等、あらゆるごみを回収しますとか身元が分からない業者が違法に回収されていて、環境課でも指導にいきました。現在は古紙のみで、営業されている業者も把握しており問題はありません。また、市内2箇所にある北部・南部資源物回収所も民間施設としてご利用いただければと思います。

会長：小城市としては黙認という状況ですか？

事務局：黙認というか、特に許可不要なところですが。但し、回収の状態が「ごみの山」のように不法投棄状態であれば問題です。以前市内の別地区で、法的には無償回収が問題ない「くず鉄」が山盛りされており「不法投棄状態」にあった事例があり指導しました。但し畑田のところはきちんと整備もされて問題はありません。

会長：分かりました。では第1章についてよろしいですか？

委員：1ページの「住みたいと思う笑顔が」の箇所に「住みたい小城」にしなくていいですか？

事務局：第2次総合基本計画に記載されている表現なのでそのままお願いしたいです。

委員：「小城」をいれたら何か問題になりますか？小城市の計画ではないんですか。

事務局：元々の上位計画に基づいているので整合性をとりたい。

会長：よろしいでしょうか？

委員：了解しました。

会長：では、第2章の説明をお願いします

事務局：それでは、第2章の説明に入ります。第2章では1節に7～8ページに第2次小城市総合計画の政策を記載しております。第1次と同様にしました。8ページにおいて第2次小城市総合計画の基本目標「誇郷幸輝」を記載しております。

第2次一般廃棄物処理基本計画では第2次小城市総合計画における施策1-2「居住環境の充実」及び施策1-5「循環型社会の形成」が関連となります。

2節では、地理条件、気候、生物などの自然的特性を記載しております。有明海の自然豊かな特性なども記載しております。

3節では平成27年度に実施された国勢調査による産業人口を記載しております。割合としては1次産業の減少、2次3次産業の増加となっております。

4節では、税務課の概要調書による小城市の土地利用状況を記載しております。

また、道路交通網の状況として周辺自治体からのアクセス状況を記載しております。以上を、第2次一般廃棄物処理基本計画においても第1次一般廃棄物処理基本計画を踏襲したつくりになっております。

会長：はい。それでは第2章の1節から確認ですが、7ページの「じんけん尊重社会」の「じんけん」はひらがなですが何か意味がありますか？

事務局：じんけんについては、ひらがな表記が一般化している状況があるようです。

会長：「障がい者」の「がい」の字は分かるんですが「じんけん」は違和感を感じますが。

事務局：総合計画の44ページに注釈があり、ひらがなが身近に感じるということになっています。

会長：分かりました。8ページの「^{こきょうこうき}誇郷幸輝」について説明がほしいんですが？なにか突然8ページの下に出てくるので。

事務局：7ページの1節「まちづくりのめざす将来像」については、第2次小城市総合計画における政策から引用していますが、もう少し何からもってきたかを分かるよう追記したいと考えています。

会長：誇郷幸輝は造語ですか？なにか由来は？

事務局：光り輝くとかの意味があるのではと・・・。

会長：そのあたりを詳しく説明はありませんか？追記で。

委員：市長の意気込みでは。

会長：そしたらその旨記載していただいたら。

委員：市長はトップだから意気込みと書いていいのでは？

委員：市長ではなく、市民の気持ちで。

事務局：誇郷幸輝については、元々の由来を追記します。

委員：7ページの政策「キレイなまち」キレイがカタカナなのは？

会長：カタカナの意味は？

事務局：キレイがカタカナ表記されているも、第2次小城市総合計画の政策のなかで「1. 住みたいと思う笑顔が集まるキレイなまち」と記載されておりますのでそれを引用しています。

委員：綺麗という漢字があるけど、総合計画の中で「キレイ」でと話になりましたもんね。

事務局：さきほどの「誇郷幸輝」もそうですが、第2次小城市総合計画策定の審議会において議論があつてるカタカナということになっていきますので、委員のほうから指摘はございますが表記はそのままいきたいと。

委員：昔は、なかなか学校にも行けなくて漢字ではなくカタカナが主流でした。しかし今はむしろカタカナがではなく漢字が浸透しているので漢字がいいのではないのでしょうか。綺麗と漢字にしてふりがなをつけるとかの記載のほうが良いのではないのでしょうか。

会長：しかし、総合計画に沿ったということでそのままカタカナの表現でどうでしょ

うか？「じんけん」も然りですが。

事務局：それと「キレイ」の表記ですが、清潔とか一面的な「綺麗」ではなく「住環境」のテーマ全般のイメージで捉えて「キレイ」にしたのではと思います。

会長：そういうこだわりがあるなら、少し注釈をいれてはどうでしょうか？「誇郷幸輝」もそうですが。

委員：それと、7ページの施策1-2の「居住環境の充実」が一番問題ではないかと。今の居住環境に非常に危機感を感じております。昔は農業従事者が町中をきれいにしていたと思う。農業振興の衰退なども住環境の低下に繋がっているのではないかと。特に水路の管理等含めて。

会長：委員の指摘もわかりますが、そこは総合計画の議論だと思います。廃棄物計画が住環境から自然環境含め農林業への影響も理解しますがここは廃棄物計画の議論に絞りましょう。

委員：会長に反論ではないですが、以前農業がしっかりしているときは環境問題などはなかったと思います。そういう意味も込めて地域を良くしたいと考えています。

会長：わかりました。重要な指摘ありがとうございました。そういうことも念頭において審議を続けたいと思います。9ページの自然的特性についてはよろしいでしょうか？

委員：下の地図の444号線が2つあるのはどうしてですか？

会長：444号線はこのままでいいのでは？

委員：芦刈江北線と紛らわしいのでは？

会長：では、図を鮮明なものにしては？

事務局：他の地図のデータを含めて検討させて下さい。

会長：分かりました。確認、検討をお願いします。それと、文章の最後に総面積等がありますが、最初の段落の次に移したほうが文章として分かりやすいと思います。

事務局：修正します。

会長：それと、10 ページ 2-2 の気候についてですが 4 行目の「絨毯」はひらがなが読みやすいと思いますので修正して下さい。
3 節 11 ページの表のタイトルの（平成 27 年度）はいらないです。それと、就業率の定義はなんですかね？

事務局：就業人口総数を総人口で割った数字です。

会長：注釈を入れてください。あと出典がなにかを入れてください。
それと、12 ページの都市構造的特性の 4-1 土地利用の状況についてですが、グラフの色合いをもう少し見やすくして下さい。
次に、13 ページの道路交通網の状況についてですがなにかございますでしょうか？

事務局：13 ページについてですが、高速交通網としてスマートインターを記載しておりますが現計画段階では今年度完成となっておりますが、この計画とスマートインター工事の進捗状況で記載の内容が若干変更になるかもしれませんのでご理解下さい。

会長：そうですね。無難な表現をお願いします。

委員：江北芦刈線の記載がないのですが？江北芦刈線道路の開通で便利になったので記載するべきでは？

委員：南部の道路が記載されていない。有明海沿岸道路も記載していいのでは。

会長：では、江北芦刈線と有明海沿岸道路を加筆して下さい。

委員：有明海沿岸道路は、今後交通量がかなり増えると思いますよ。

委員：増えてますね。

会長：そういうことで、加筆をお願いします。

委員：12 ページについてですが、河川も総面積にはいつているんですか？

事務局：総数から、田、畑、宅地、山林を引いたその他に含まれていると思います。

委員：クリークは？

事務局：入っているはずです。

委員：ちょっといいですか？空家についてですが、空家を壊すと土地の税金が7倍になると聞いたんですが？

委員：空家対策云々が今されているんですよね？

事務局：まちづくり推進課で空家対策をしています。税金が7倍というのは土地に建物が建っていれば軽減税率というのが適用になって宅地の課税が1/6になります。

委員：それは、国で決められているんですか？

事務局：地方税法で定められています。

委員：分かりました。

会長：はい。直接関係ないですが、まあ広い意味での環境という問題でご意見ありがとうございました。それでは、続いて第3章について説明をお願いします。

事務局：それでは、第3章に入らせていただきます。その前に第2章の最後13ページの文言について有明海沿岸道路等を加筆修正したいと思います。
第3章について1節はごみ処理体制を記載しております。15ページ図3-1は人口の推移、16ページ図3-2はごみ処理の流れをフロー図で示しております。17ページ表3-1は、ごみの分別区分を記載しております。
18ページ表3-2は平成29年度4月1日現在のごみステーションの内訳及び設置数を記載しております。可燃物・不燃物・資源物の排出ルール等についてはごみ分別カレンダーに記載しております。また、粗大ごみの出し方についてもカレンダーに記載しております。表3-3には指定ごみ袋の種類と料金を記載しております。19ページは廃棄物中継センターへ直接搬入した場合の料金体系を記載しております。20ページは年度毎のごみ排出量を種別・家庭系・事業系など区分し、

表及びグラフにて記載しております。21 ページは、市内の収集運搬体制を記載しております。燃えるごみ収集日の月・木等を記載しております。22 ページは、4 節で燃えるごみの中間処理の施設概要を記載しております。

また、5 節では処分しきれないガラス・ワレモノ類の埋め立て（不燃残渣）量を記載しております。23 ページでは資源物回収量の推移と資源化率の推移を記載しております。24 ページから 26 ページにかけて集団回収の状況を記載しております。集団回収というのは自治会や婦人会などで事前に登録された団体が古紙やアルミ缶等を資源物として売却（業者）にされたら、小城市より別途 1 キロあたり 5 円の補助金を交付する制度です。市としても是非この集団回収制度を市民の方に活用されることで、各団体の活動費の原資になり、且つ地域コミュニティの醸成にもなると考えております。26 ページは小城市のごみ処理にかかる経費を記載しております。27 ページは資源物回収による収入の推移を掲載しております。不燃物コンテナの金属類の売却益が主な収入となっております。

また、7-2 において家庭用生ごみ減量機器についての補助制度と補助実績を記載しております。27 ページ下のほうには不法投棄の発生件数を記載しております。年々減少傾向にあります。28 ページが 8 節になります。8-1 減量化に関する課題 8-2 資源化に関する課題 8-3 施設整備に関する課題を記載しております。なかなか資源化、リサイクルについて伸び悩んでいる現状でございます。29 ページですが、ごみ処理技術の動向を記載しております。

30 ページですが最終処分場における残りの埋め立て年数、容量がどれくらいあるかを記載しております。残余に関しては平成 27 年度版の全国の廃棄物実態調査の数値をもとに記載しております。残余容量が減少しているのに対し、残余年数が延びているのは人口減少や資源化率の向上がございましたのでこのような数値になっていると思います。

会長：ありがとうございました。それでは第 3 章の概要でしたが、特に 8 節の課題あたりはこのあとの施策に関わりますので、課題とか議論が多いと思いますので今日は一旦終了しましょうかね。第 3 章はページも多いですし時間がかかると思いますので審議は次回に持ち越す形でよろしいでしょうか。次回の審議会が、12 月なので次回までかかると思います。

そこで、本日意見があった箇所については次回までに修正をよろしく願います。それと、形式的な話ですが第 3 章についてですが、表の通し番号や図のタイトルを分かりやすく整理・統一していただけますか？

事務局：分かりました。

会長：それでは、本日は第3章の説明で終わり、次回は第3章からの審議ということで終わらせていただきます。

事務局：次回は12月21日（木曜日）午後からでよろしくお願ひします。

事務局：長時間にわたりご審議ありがとうございました。

事務局：閉会のあいさつ。